

小美玉市議会 総務常任委員会審査記録

招集年月日	平成 29 年 3 月 17 日 (金)	午前 10 時開会
会場場所	小美玉市本庁舎 3 階 議会委員会室	
出席委員	大和田智弘委員長, 長島幸男副委員長, 荒川一秀委員, 関口輝門委員, 鈴木俊一委員, 村田春樹委員, 市村文男議長	
欠席委員	なし	
職務出席者の職氏名	島田穰一市長, 島田清一郎市長公室長, 白井福夫企画財政部長, 廣戸俊一総務部長, 山口 守市民生活部長, 坂本一志危機管理監, 木村 靖議会事務局長, 久保田勝則消防長, 升田昭彦会計管理者, 藤本正子監査委員事務局長, 亀山 一小川総合支所長, 長津智之玉里総合支所長, 倉田増夫政策調整課長, 岡野英孝市民協働課長, 立原伸樹企画調整課長, 矢口 尚税務課長, 小神野 勤収納課長, 小川和夫管財検査課長, 伊藤博文市民課長, 真家 功環境課長, 鈴木定男議会事務局次長, 木名瀬美昭消防本部消防次長, 長島久男消防本部総務課長, 福田善久消防本部警防課長, 種橋裕之消防本部予防課長, 清司俊之消防次長兼小川消防署長, 滑川和明生活文化課課長補佐, 林 美佐生活文化課課長補佐, 植田賢一財政課課長補佐, 朝比奈公俊総合窓口課課長補佐, 倉田賢吾総務課課長補佐, 江橋 治管財検査課課長補佐, 菊田裕子書記	
協 議 事 項	<p>1) 議案第 3 号 小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>2) 議案第 4 号 小美玉市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>3) 議案第 5 号 小美玉市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>4) 議案第 6 号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>5) 議案第 7 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (総務常任委員会所管)</p> <p>6) 議案第 12 号 平成 28 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 8 号)</p> <p>7) 議案第 18 号 平成 28 年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>8) 議案第 31 号 字の区域の設定について (茨城空港テクノパーク関係)</p> <p>9) 議案第 34 号 公の施設の広域利用に関する協議について</p>	
会議 (発言等の要旨)	平成 29 年 3 月 17 日 (金) 午前 9 時 55 分開会	
長島副委員長	皆さん, おはようございます。定刻よりは若干早いと思いますが, 皆様お揃いになりましたのでただいまより総務常任委員会を開催いたします。最初に, 委員長あいさつ。大和田委員長, お願いします。	
大和田委員長	皆様, 改めましておはようございます。 委員の皆様, そして執行部の皆様, 朝早くから大変おはようございます。今日は春の彼岸の入りということで, 言葉の通りだいぶ暖かくなって春らしくなってきたのかなと, こう思っております。本日の総務常任委員会ですけれども, 先日の本会議で総務常任委員会に付託されました議案 9 件について, 皆様型に審査をお願いしたいと思います。皆様の協力を得ながら審査を進めていきたいと思っておりますので, ご協力のほどよろしく願いまして簡単ですけれどもご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。	

長島副委員長	ありがとうございました。続きまして議長挨拶。市村議長、お願いします。
市村議長	おはようございます。朝早くからご苦労さまでございます。委員長からもありましたように今日は大変春らしく暖かくなりました。今日は総務常任委員会議案9件でございますけれども、それぞれ慎重な審査をお願いしたいと思います。今日は本当にご苦労様です。
長島副委員長	執行部から、市長が見えられておりますので、島田市長、ご挨拶をよろしく申し上げます。
島田市長	改めましておはようございます。総務常任委員会ということで時間前に開会ということで誠にご苦労様でございます。またこの議会は予算議会でございますので、過日、お認めいただきありがとうございました。そして常任委員会付託の審査は今日で終わりということでありますので、慎重なご審査をいただいております。また暖かいという話がありますけれども、今日は現地視察をなされるという話もあります。風邪などひかぬように、また季節の花粉症にならないように、山をみるようでありますので、そのへんはご注意お願いするところでございます。たいへんお忙しいなか、ご苦労様でございます。ありがとうございます。
長島副委員長	ありがとうございました。それでは、議事に入ります。議事進行のほうは、委員長のほうでよろしく願いいたします。
1) 議案第3号 小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について	
大和田委員長	早速、議事に入ります。本日の議題は3月10日に付託されました議案審査のとおりであります。まず、「議案第3号 小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
立原企画調整課長	<p>それでは、小美玉市公の施設の指定管理者の手続きに関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。</p> <p>小美玉市公の施設の指定管理者の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成29年3月2日提出、小美玉市長でございます。</p> <p>提案理由でございますが、指定管理者による事業報告書の提出期間、並びに協定の締結事項について、現状における運用の実態に鑑み、所要の改正が必要であるため、この案を提出するものでございます。</p> <p>2枚おめくりいただきまして、新旧対照表で説明します。</p> <p>現行の条例では、第7条で事業報告書の作成及び提出について定めておりますが、その中で指定管理者は、毎年度終了後30日以内に中段に(1)～(4)略されております、事項を市長に提出しなければならない。また、指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならないとございます。</p> <p>左側の欄の改正案では、同様に報告期間を30日から60日以内に期間を延ばすことを提案させていただいております。現行では、収支状況等の報告については見込で提出されており、確定後に報告書の差し替えを行っているのが現状でありますことから、実態に即した提出期間に改めるものでございます。地方自治法でも認められております、地方公共団体の会計処理は出納閉鎖期間の5月末、また近隣他自治体の制度も参考とさせていただきます。整合性を図るものでございます。</p> <p>次に第9条の改正ですが、協定の締結について定めている事項でございます。</p> <p>現行では、下段の(1)から(4)の事項は毎年、指定管理者と協定を締結するとし</p>

	<p>ており、年度協定を示しているものでございます。改正案では、裏のページをご覧ください。</p> <p>2については、(1) から (10) までを基本協定として定めるものでございます。</p> <p>協定には、指定期間内に行う管理・運營業務の基本的な事項を定める基本協定、また業務の年間事業計画や基本協定で定めた管理・運營業務に対する指定管理料の支払い等について定める年度協定の2種類がございます。手続きの流れとしまして、基本協定を締結し、その後年度協定を結ぶ事となります。この条例の趣旨として、「指定管理者の指定手続等に関し必要な事項を定める」としており、協定の締結におきまして初めに締結する基本協定をこの条例で定め、その後締結されます年度協定は、基本協定の中で締結する事を明記し、詳細な締結事項については別に定めております「指定管理者制度導入指針」で明記することとします。県内の約 2/3 の市町村でも同様の形態がとられており、本市においても実態に合わせ改めるものです。</p> <p>今後も指定管理者へ移行する施設が増えていくことが想定されますので、指定管理者制度を推進するとともに、今回の改正についてご理解をいただきたいと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
大和田委員長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手によりこれを許します。</p>
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	<p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。</p>
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	<p>ないようですので、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決に入ります。「議案第3号 小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	「異議なし」の声あり。
大和田委員長	<p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>2) 議案第4号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について</p>	
大和田委員長	<p>続きまして、「議案第4号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。廣戸部長。</p>
廣戸総務部長	<p>それでは、私のほうからご説明を申し上げます。</p> <p>「議案第4号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」</p> <p>小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をもとめるものでございます。平成29年3月2日提出、提出者は小美玉市長でございます。</p> <p>提案理由、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行に伴い、職員の育児休業対象となるこの範囲及び介護休暇の取得期間に関する規定を見直す他、新たに介護時間制度を定</p>

	<p>めるため、この案を提出するものでございます。(議案書を読み上げる。)</p> <p>当議案で改正する条例は、二つの条例の改正で、「小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正で、改正条文は、第1条で規定しております。</p> <p>2ページの中段からになります。「小美玉市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正で、改正条文については、第2条に規定しております。</p> <p>第1条は、介護休暇に関する改正規定で、改正内容は、これまで、介護休暇を取得できる期間については、職員の親族(配偶者・父母・子・配偶者の父母等)で要介護者である者のひとつの要介護状態につき「連続6ヶ月以内の範囲で」、まとめて承認を受け取得する必要がありましたが、今回の改正では「連続での取得」のほか、通算6ヶ月以内で「3回に分割」して申請できるとする改正と、連続する3年間で、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲で「介護時間休」を申請することができる制度が新設されたことに伴う改正でございます。介護休暇関し取得しやすい環境を整える、改正でございます。</p> <p>なお、これらの休暇は、1時間あたりで給与から減額されることとなります。</p> <p>第2条は、育児休業の対象となる子の範囲を見直す改正で、これまでの実子に加え「特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等」が加えられたことによる改正規定で、当該休暇についても、1時間あたりで給与から減額されることとなります。</p> <p>当該改正条例の施行期日は、平成29年4月1日からとしております。</p>
大和田委員長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手によりこれを許します。</p> <p>はい、荒川委員。</p>
荒川委員	<p>この議案に対しては上からの法改正ですからいいんですけども、今でも時間年休というのはあるんですかね。2時間年休というのは。</p>
廣戸総務部長	<p>年休につきましては、時間単位、1日単位で取得できることになっております。</p>
荒川委員	<p>従来通りなんですね。</p>
大和田委員長	<p>ほかにございますか。</p>
長島副委員長	<p>それでは、現在育児休業を取得している職員と介護休業を取得している職員がどの程度いるのか、お願いします。</p>
廣戸総務部長	<p>ただいまのご質問の育児休業を取得している職員については、現在おります。ちょっと数字は把握しておりませんので、後でお話させていただきたいと思っております。介護休暇については現在ございません。</p>
大和田委員長	<p>ほか質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>「なし」の声あり。</p>
大和田委員長	<p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p>
各委員	<p>「なし」の声あり。</p>
大和田委員長	<p>ないようですので、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決に入ります。</p>

	<p>「議案第4号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」採決いたします。お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	「異議なし」の声あり。
大和田委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
3) 議案第5号	小美玉市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
大和田委員長	次に、「議案第5号 小美玉市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
廣戸総務部長	<p>はい、廣戸総務部長。</p> <p>それでは、議案第5号についてご説明させていただきますが、その前に、先ほど長島副委員長のほうからご質問がありました育児休業の人数ですが、9名が取得しております。</p> <p>それでは、「議案第5号 小美玉市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」</p> <p>小美玉市特別職職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をもとめるものでございます。平成29年3月2日提出、提案者は小美玉市長でございます。</p> <p>提案理由、特別職または職員の旅費に関し、内国旅行で日帰りの場合の日当を廃止等をするため、この案を提出するものでございます。</p> <p>当議案で改正する条例は、二つの条例の改正で、「小美玉市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」の一部改正で、改正条文は第1条で規定しております。</p> <p>中段になりますが「小美玉市職員の旅費に関する条例」の一部改正の改正条文は、第2条及び第3条で規定しております。</p> <p>改正規定の第1条は、「ただし、日当は、内国旅行で日帰りの場合は、支給しない」とする、ただし書きを加える改正で、日帰りの日当を支給しないとする規定でございます。</p> <p>第2条の小美玉市職員の旅費に関する条例の改正は、「第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。」とする、地方公務員法の引用条文を整理する改正規定でございます。</p> <p>第3条の改正についても、「小美玉市職員の旅費に関する条例」の一部改正で、「茨城県内への旅行の場合は」を「内国旅行で日帰りの場合は」に改める。」は、内国旅行においても日帰りの日当を支給しないとする改正規定でございます。</p> <p>また、市長または議会議員の宿泊を伴う出張に職員が随行する場合は、宿泊料及び鉄道運賃に相当する額を支給できるとする、実費弁償の例外を新たに規定した改正でございます。</p> <p>施行期日については、公布の日から施行し、第1条及び第3条の改正規定は、平成29年4月1日から適用するとしております。</p>
大和田委員長	以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。ありませんか。はい、村田委員。
村田委員	小美玉市特別職の職員で常勤のもののというのは誰を指すのか。お願いします。
廣戸総務部長	今日出席している市長をはじめ三役、ということになります。

荒川委員	段々改革されてきて、前は石岡に行っても半日当とか、日当をもらったんですよ。それだけ車社会になってきて、公用車で行くからそういうことになったんだと思いますよ。段々狭められてしまって大変だと思うけれど努力してもらおうほかない。よろしくお願いします。
大和田委員長	ほかにございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	ないようですので、討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 「議案第5号 小美玉市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」を採決をいたします。 お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」の声あり。
大和田委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
4) 議案第6号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	
大和田委員長	次に、「議案第6号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。廣戸総務部長。
廣戸総務部長	それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。 「議案第6号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会に議決をもとめるのでございます。平成29年3月2日提出、提案者は小美玉市長でございます。 提案理由、職員の特殊勤務手当の一部に関し、支給方法を月額定額から、従事回数当たりとするため、この案を提出するものでございます。 新旧対照表をご覧ください。第1条については、地方公務員法の引用条文を整理する改正で、現行の第24条第6項を第24条第5項に改正するものです。 第12条につきましては、現行の月額支給を1従事に対し支給する支給方法の改正と、新たに潜水業務特殊勤務手当及び船舶操船業務特殊勤務手当を設ける別表第5の改正でございます。今回の改正は、県などからの指導や水難事故や大規模水害等を想定したものです。 施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の別表第5の規定につきましては、平成29年4月1日から適用するとしております。
大和田委員長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。はい、荒川委員。

荒川委員	<p>機関員というのはボイラーマンのことを言うのかな。あとは、例えば市内で大きなボイラーの機関員を要する施設はどこ、どこにあるのか。それと、船舶これは、玉里地区に川や霞ヶ浦があるから。そういうのはほとんどが消防士の業務がほとんどなのかな。その辺のところを詳しく説明をもらいたいと思います。</p> <p>それと、今も特殊業務に従事するという犬猫が死んだ場合の始末というか、あれの手当はどうなっているの。その辺もお聞きしたい。</p>
木名瀬消防本部 消防次長	<p>先ほどの委員さんのご質問にお答えします。機関員手当というものは消防車輛の機関員にあたります。それで消防車輛に関しましては、緊急走行、通常の朝夕の点検、それと毎月1回の点検整備等をするために任命された者ということになります。</p> <p>それなので、ただいまの委員さんのおっしゃったボイラー等の機関員業務ではございません。以上でございます。</p>
真家環境課長	<p>道路でへい獣の件なんですけど、これにつきましては1回あたり800円です。</p>
荒川委員	<p>前から変わっていないの。はい、わかりました。</p>
大和田委員長	<p>ほか質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>「なし」の声あり。</p>
大和田委員長	<p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。</p>
各委員	<p>「なし」のあり。</p>
大和田委員長	<p>ないようですので、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>「議案第6号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
大和田委員長	<p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
5) 議案第7号	<p>小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p>
大和田委員長	<p>まず、「議案第7号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
廣戸総務部長	<p>議案第7号について、ご説明申し上げます。</p> <p>「議案第7号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」</p> <p>小美玉市特別職職員の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会に議決ももとめるものでございます。平成29年3月2日提出、提案者は小美玉市長でございます。</p>

	<p>提案理由、特別職の職員で非常勤のうち産業医の報酬額の規定について改正等をするため、この案を提出するものでございます。</p> <p>年額又は月額で定めるものの報酬を月割又は日割り支給する際の1円未満の端数処理(50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上の端数は切り上げる)を新たに規定する改正と、市長が委嘱する産業医であって、本市職員のストレスチェックの実施者をかねる場合は、現行の年額8万円から12万円に増額する改正でございます。</p> <p>施行期日につきましては、平成29年4月1日としております。</p>
大和田委員長	<p>以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑は挙手によりこれを許します。はい、村田委員。</p>
村田委員	<p>産業医というのはどこなのか気になりまして。よろしく申し上げます。</p>
廣戸総務部長	<p>まず、産業医につきましては労働安全衛生法という法律がございまして、この中で業種を問わず常時50人以上使用する事業所では専任するということになっております。小美玉市職員数は50人を超えておりますので、この法律に基づいて産業医を専任してございます。産業医につきましては、医療センターの先生をお願いしてございます。</p>
村田委員	<p>医療センターは小美玉市の医療センターでよろしいのでしょうか。小美玉市医療センターの先生でストレスチェックも一緒にやるということ。</p>
廣戸総務部長	<p>小美玉市医療センターの医師をお願いしてございまして、ストレスチェックについては実施者という形になります。産業医が実施者になります。ただ、いま産業医としてお願いしている先生は専門外であります。ですから精神的なストレスチェック、メンタルヘルスについては専門的知識を持ち合わせていないということで、共同実施者ということで、市のほうから那珂市にある精神を専門とする病院のほうをお願いしてストレスチェックをやってございます。ただストレスチェックは産業医のほうでやって、高ストレスとでた場合には、その他きちんと対処しなければならないような状態が出た場合には実施者がその旨を市の方に伝えることになっています。</p>
村田委員	<p>産業医は小美玉市の医療センターと、このストレスチェックのときに那珂市の病院のほうの先生に、そうすると2人いるわけじゃないですか、それは産業医として例えば両方に年額を支払うのか、それとも片方だけに年額を払うのかというところをお願いします。</p>
廣戸総務部長	<p>私のほうからの説明が悪くて申し訳ございません。産業医の報酬につきましては、医療センターの医師一人でございます。それから那珂市のほうをお願いしているストレスチェックについては委託料をお願いしてございます。以上です。</p>
大和田委員長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>「なし」の声あり。</p>
大和田委員長	<p>ないようですので、討論に入ります。討論はございませんか。</p>
各委員	<p>「なし」と呼ぶ声あり。</p>
大和田委員長	<p>ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。</p> <p>「議案第7号 小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ござい</p>

	ませんか。
各委員	「異議なし」のあり。
大和田委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
6) 議案第 12 号 平成 28 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 8 号)	
大和田委員長	続きまして、「議案第 12 号 平成 28 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 8 号)」を議題といたします。執行部より説明を求めます。説明員は役職名と名前を名乗ってからお願いいたします。
白井企画財政部長	<p>議案第 12 号 平成 28 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 8 号) の総務常任委員会所管分についてご説明を申し上げます。</p> <p>はじめに、5 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費でございますが、そのうち表の 1 番上の、2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費で 480 万 3,000 円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。</p> <p>次に、9 ページをお開き願います。歳入でございますが、総務常任委員会所管につきまして、財政課一括でご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、1 款の市税 1 項市民税では、2 億 6,700 万円の補正増、同じく、2 項固定資産税では、1 億 2,300 万円の補正増、同じく、3 項軽自動車税では、1,700 万円の補正増、同じく、4 項市たばこ税では、1,000 万円の補正減でございます。</p> <p>次に、7 款ゴルフ場利用税交付金では、880 万円の補正増でございます。</p> <p>次に、9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金では、1,214 万 4,000 円の補正減でございます。</p> <p>次に、14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料では、小川文化センター施設使用料ほか 1 件で 220 万円の補正減でございます。</p> <p>同じく、2 項手数料、1 目総務手数料では、税務諸証明手数料ほか 1 件で 55 万円の補正増、10 ページに移りまして、3 目衛生手数料では、粗大ごみシール券手数料ほか 2 件で 15 万円の補正減でございます。</p> <p>次に、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金のうち、民生安定施設整備事業補助金で 725 万 7,000 円の補正増、個人番号カード交付事業費補助金で 3 万 1,000 円の補正減、個人番号カード交付事務費補助金で 241 万円の補正増、地方創生推進交付金で 384 万 5,000 円の補正減でございます。</p> <p>11 ページに移りまして、16 款県支出金 3 項委託金 1 目総務費委託金で、個人県民税徴収取扱費委託金ほか 2 件で、27 万 1,000 円の補正減でございます。</p> <p>続きまして、12 ページをお開き願います。17 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金では、財政調整基金積立金利子ほか 4 件で 128 万 6,000 円の補正増でございます。同じく、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入では、6,505 万 5,000 円の補正増でございます。</p> <p>次に、18 款、1 項寄附金、2 目衛生費寄附金では、環境保全に対する指定寄附金で 296 万 9,000 円の補正増でございます。</p> <p>次に、19 款繰入金、2 項、1 目基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金で 4 億 3,401 万 6,000 円の補正減、公共施設整備基金繰入金で 69 万 6,000 円の補正減、幡谷浩史環境福祉整備基金繰入金で 33 万円の補正減、ふるさと応援基金繰入金で 208 万 3,000 円の補正減、公共用バス整備基金繰入金で 30 万 9,000 円の補正増、合併振興基金繰入金で 2,090 万円の補正減でございます。</p> <p>21 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、1 目延滞金では、市税分として 200 万円の補正減でございます。13 ページに移りまして、同じく、4 項受託事業収入、1 目衛生費受託事業収入では、空地雑草除去受託料で 220 万円の補正減でございます。同じく、</p>

	<p>5項5目雑入のうち、退職消防団員報奨金受入金で28万5,000円の補正増、自動販売機設置手数料で26万6,000円の補正増、石岡台地土地改良区総代選挙負担金で82万1,000円の補正減、コンサート入場料で264万5,000円の補正減、消防機庫移転補償料で221万5,000円の補正減でございます。</p> <p>次に、22款、1項市債、1目総務債では、庁舎耐震補強整備事業債ほか3件で7,670万円の補正減、同じく、2目農林水産業債では、畑地帯総合整備事業債で460万円の補正減、同じく、3目消防債では、消防ポンプ自動車購入事業債ほか1件で1,240万円の補正減、同じく、4目教育債では、公民館解体事業債で1,150万円の補正減、同じく、5目合併特例債では、広域幹線道路整備事業債ほか4件で1億8,620万円の補正減でございます。以上で、歳入の説明を終わります。</p>
島田市長公室長	<p>15ページをご覧ください。</p> <p>2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3秘書事務費の8節報償費で2万円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>これは市民の日、表彰者用記念品購入費で、表彰対象者が増えたことによるものでございます。同じく11節需用費の消耗品費で10万7,000円の補正増をお願いするものでございます。これは市民の日、表彰者用花束購入費で、やはり表彰対象者が増えたことによるものです。同じく燃料費の12万7,000円の補正減につきましては、前記の2件に充当する秘書事務費内での流用をお願いするものでございます。</p> <p>続いて、最下欄から次ページ4市民相談経費で1節報酬の市政モニター報酬を8万5,000円補正増をお願いするものでございます。これは当初見込みより市政モニター管理施設が増えたことによるものでございます。</p>
廣戸総務部長	<p>続きまして、同じく16ページになります。</p> <p>一般管理費の事業5庶務事務費につきましては、支出見込みの精査により不足額が生じるため、郵便料を80万円補正増額するものでございます。</p> <p>次に、事業8人事・給与管理事務費につきましては、事業確定及び支出見込みの精査により445万8,000円減額するものでございます。</p> <p>次に、事業9職員厚生費につきましても、事業確定及び支出見込みの精査により55万5,000円を減額するものでございます。</p> <p>次に、事業10職員研修費につきましても同様に、事業確定終了などにより30万1,000円を減額するものでございます。以上です。</p>
島田市長公室長	<p>続いて、17ページ、2目文書広報費、1広報活動経費、11節需用費の印刷製本費を8万5,000円補正減するものでございます。これは先ほど補正増をお願いしました市民相談費の市政モニター報酬へ充当するため、総務管内費で管内の流用をお願いするものでございます。</p>
小川管財検査課長	<p>17ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費でございますが、総額で50万9,000円の補正減をお願いしております。内容でございますが、公有財産管理事務費につきましては、14節使用料及び賃借料につきまして2月に15台のAED機器の入替えを行ったことに伴い、契約確定に伴いまして102万3,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>続きまして、市庁舎維持管理経費につきましては、18節備品購入費51万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては収納課におきまして、お客様の相談などプライバシーの保護に対応するため、ローカウンターにそれぞれのパーテーションを設置したものを現行のものに入れ替えるものでございます。また1階の案内係りの業務拡充し新サービスを提供するため、現行のものから新たにインフォメーションカウンターを現行の位置より、玄関口に近い位置に設置するものでございます。</p> <p>続きまして、公用車維持管理経費でございますが、公用バスの修繕費の財源とするた</p>

	<p>め、その他特財としまして、公共用バス整備基金繰入金の財源内訳補正をお願いするものでございます。以上でございます。</p>
立原企画調整課長	<p>続きまして6目企画費、説明欄の2、ふるさと寄附金事業で72万7,000円の減額補正を計上してございます。12節通信運搬費で39万2,000円の増額補正ですが、ワンストップサービスに伴う当市へ寄附された方の寄附情報を配達記録郵便により送付したことにより不足が生じたこと、14節ふるさと納税システム使用料61万9,000円の減額補正ですが、当初はシステム業務委託を計画しておりましたが、一括代行業務委託にしたことにより減額いたすものです。</p> <p>19節ふるさと納税大感謝祭参加負担金50万円の減額補正ですが、平成28年度においては、東京湾大感謝祭と共同開催となったことにより、本年度負担が無くなったため減額いたすものです。</p> <p>次に説明欄の3総合計画経費72万1,000円の減額補正ですが、審議会開催の確定により減額いたすものです。また、委託料につきましては、平成28年度事業費確定により減額いたすものです。</p>
亀山小川総合支所長	<p>続きまして、8目支所及び出張所費でございますが18ーじをお願いいたします。小川総合支所維持管理経費につきましては、旧小川総合支所庁舎解体事業債を4,160万円減額し増額を一般財源に組替える、財源内訳補正をお願いするものでございます。以上です。</p>
岡野市民協働課長	<p>続きまして、10目コミュニティ活動促進費でございますが、事業番号6男女共同参画経費につきまして20万円の補正減をお願いするものです。こちらにつきましては本年度、国の補助事業を受けまして女性活躍推進フォーラム、こちらの方を開催したことにより、男女共同参画フォーラム実行委員会補助金を減額するものでございます。よろしく申し上げます。</p>
立原企画調整課長	<p>続きまして、15目特定事業推進費、説明欄2合併特例推進事業の1,381万円の減額補正でございますが、公共交通ネットワークシステム運行事業費1,381万円の減額補正でございますが、運更ルートの変更に伴う経費も含めて当初予算計上行いましたが、大幅な変更でなかったことにより、運行システムやバス停留所設置移設等の運行前準備経費が少なく済んだことにより、減額補正をいたすものでございます。</p> <p>次に、説明欄3地方創生推進事業でございますが、旅費の24万6,000円の減額補正でございます。地方創生事業一環といたしまして、首都圏において小美玉PRイベントを企画していたところでございますが、別に展開させていただいております未来カレッジ小美玉事業に首都圏PRイベントを盛り込み事業集約したことにより、旅費の減額補正をいたすものです。</p>
山口市民生活部長	<p>19目市民文化交流費でございますが、165万6,000円を減額するものです。</p> <p>人件費は、省略させていただきます。芸術文化振興事務費でございますが、委託料といたしまして、自主文化事業委託料127万3,000円の減額は、執行見込み額を精査し今回減額するものです。使用料及び賃借料10万円の減額は、自動車借上料の契約差額を減額するものです。</p> <p>続きまして、小川文化センター施設維持管理費でございますが、共済費16万円の減額は、臨時職員の社会保険料の執行見込み額を精査し減額するものです。</p> <p>委託料14万8,000円の減額は、それぞれ契約差額によるものです。</p> <p>備品購入費24万2,000円の増額につきましては、貸館対応の大型キャスター付ミラー4台を購入するものです。</p> <p>続きまして、四季文化館施設維持管理費14万2,000円の減額でございますが、委託料でそれぞれ契約差額を減額するものです。</p>

	<p>続きまして、市民文化際事業 17 万 2,000 円の減額でございますが、使用料及び賃借料で、イベント遊具の借上料の執行額が確定したことによる減額でございます。</p>
矢口税務課長	<p>21 ページ上段をご覧くださいと思います。</p> <p>2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、事業 3 税務事務費でございますが、45 万 5,000 円の補正減でございます。内容としましては 11 節需用費につきましては、燃料費ガソリン代の不用見込みで 10 万円の補正減でございます。19 節負担金補助及び交付金につきましては、負担金の廃止によります 35 万 5,000 円の補正減でございます。</p> <p>次に、中段の 5 目賦課徴収費、事業 1 賦課事務費でございますが、346 万 4,000 円の補正減でございます。内容としましては 12 節役務費につきましては通信運搬費の郵便料の不要見込みで 150 万円の補正減でございます。13 節委託料につきましては、入札等における契約残によります 197 万 3,000 円の補正減でございます。18 節備品購入費につきましては税務課、収納課共同で使用中的のシュレッターが取得後相当経過いたしまして、使用スイッチ等が破損して修理対応しましたが、使用部品の供給が見込めない状況でございますので、今後もシュレッターを使用した場合に修理が不能ということで、新規取得をお願いしたく 32 万 4,000 円の補正増でございます。</p>
小神野収納課長	<p>賦課徴収費の 2 徴収事務費であります。全体として 293 万円の減額補正をお願いするものです。</p> <p>その主な内容と致しましては、訪問先減少によります、収納嘱託員報酬 80 万円の減額と通信運搬費 75 万円、収納手数料の 135 万円の減額でございます。</p>
伊藤市民課長	<p>はい、委員長。市民課長 伊藤です。</p> <p>つづきまして、22 ページをお願いします、2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費（補正額）27 万 7,000 円減額の補正をお願いするものでございます。説明欄 2 戸籍、住民基本台帳費 3 万 1,000 円の減をお願いするものです。内容でございますが、7 賃金、臨時職員賃金 211,000 円の減額をお願いするものです。支出見込みにより減額をお願いするものでございます。13 節委託料 21 万 1,000 円の増をお願いするものです。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム機器の保守委託料でございます。購入から 1 年が過ぎ、メーカー保証が切れるため保守契約をするものでございます。マイナンバー関係事務の処理を行います。</p> <p>19 節負担金補及び助交付金につきまして 3 万 1,000 円の減をお願いするものです。個人番号カード関連事務交付金におきまして変更の通知により、3 万 1,000 円の減をお願いするものでございます。以上です。</p>
廣戸総務部長	<p>続きまして同じく、総務費の 4 項選挙費、3 目諸選挙費についてご説明いたします。同じページの一番下からになります。</p> <p>1 参議院議員通常選挙経費につきましては、平成 28 年 7 月 10 日に執行した参議院議員通常選挙に応じた費用で確定により 166 万 1,000 円を減額するものでございます。</p> <p>次に、事業 2 石岡台地土地改良区総代選挙経費につきましては、平成 28 年 4 月 25 日に執行予定であった石岡台地土地改良区総体選挙が無投票により確定したため 82 万 1,000 円を減額するものでございます。</p> <p>次に、事業 3 海区漁業調整委員会委員選挙経費につきましては、平成 28 年 8 月 3 日に執行予定であった霞ヶ浦、北浦海区漁業調整委員会委員選挙が無投票で確定したため 61 万円を減額するものでございます。以上です。</p>
藤本監査委員会事務局長	<p>24 ページをお開き願います。6 項監査委員費、1 目監査委員費、2 監査事務費でございます。1 節報酬費 9 万円の補正減、9 節旅費において 15 万円の補正減、合わせまして 24 万円の補正減でございます。監査日程等が決定いたしまして支払い見込み額の確定による減額補正でございます。以上でございます。</p>

真家環境課長	<p>31 ページをお開きいただきたいと思います。環境課所管の予算を説明いたします。</p> <p>4 款衛生費，1 項保健衛生費，6 目環境衛生費でございます。環境衛生事務費といたしまして，24 節投資及び出資金 21 万 4,000 円の増です。これは湖北水道企業団職員にかかる児童手当に要する繰出金でございます。</p> <p>次に，環境保全・美化推進事業につきましては財源入替えによる財源内訳補正でございます。</p> <p>次に，空地雑草除去事業につきましては，12 節役務費，通信運搬費 20 万円の減，13 節委託料，空地雑草除去委託料 200 万円の減でございます。いずれも受託面積件数の減でございます。</p> <p>次に，狂犬病予防事業といたしまして，1 枚めくっていただきまして 32 ページをお開き願います。11 節需要費，修繕料 3 万円の減，12 節役務費，通信運搬費 2 万円の減でございます。</p> <p>次に，4 款衛生費 2 項清掃費 1 目清掃総務費，ごみ処理対策経費といたしまして，11 節需用費，消耗品費 70 万円の減でございます。入札残によるものでございます。以上でございます。</p>
長島消防本部総務課長	<p>はい，委員長 それでは，消防関係の補正予算についてご説明いたします。</p> <p>39 ページをお開きください。はじめに，9 款消防費，1 項，1 目常備消防費，3 常備消防総務事務費からご説明致します。</p> <p>11 節消耗品費 37 万 4,000 円の補正増につきましては，新採用職員の被服貸与品の購入費をお願いするものでございます。</p> <p>次に 18 節備品購入費 18 万円の補正増につきましては，美野里消防署の FAX 及び冷蔵庫が故障し修理不能のため購入費をお願いするものでございます。</p> <p>4 教育訓練・研修経費，19 節消防学校入校負担金 28 万 9,000 円の補正減につきましては，消防学校初任科入校者が 1 名減となったためでございます。</p> <p>5 庁舎維持管理経費，15 節庁舎改修工事 30 万 8,000 円の補正減につきましては，消防本部庁舎防水外壁塗装改修工事に伴う入札差金でございます。</p> <p>10 通信指令運営経費 15 節通信指令機器撤去工事 38 万 7,000 円の補正減につきましても，入札差金でございます。</p> <p>次に 2 目非常備消防費，1 消防団活動経費，1 節消防団員報酬 37 万 7,000 円の補正減につきましては，消防団員数が当初の見込より少なかったことによる不用額でございます。</p> <p>8 節消防団員退職報償金の 28 万 5,000 円の補正増につきましては，消防団員退職に伴う退職金の不足額をお願いするものでございます。</p> <p>3 消防団施設維持管理経費，12 節，5 保険料 2 万 6,000 円の補正増につきましては，火災保険料の値上がりによる不足金をお願いするものでございます。</p> <p>5 自衛消防運営補助事業，19 節，2 補助金 5 万 4,000 円の補正減につきましては，自衛消防運営補助金確定に伴う不用額でございます。</p> <p>次に 40 ページに移ります。</p> <p>3 目消防施設費 1 消防施設整備事業 14 節仮詰所等借上料 49 万 8,000 円の補正減及び敷地等借上料 7,000 円の補正減，15 節 3 番目 仮詰所設備工事 52 万 9,000 円の補正減につきましては，竹原地区の第 2 分団機庫移転に伴う仮詰所等の借上げ及び設備工事の内容変更に伴う不用額でございます。</p> <p>15 節防火水槽新設工事 300 万円の補正減につきましては，入札差金及び工事完了に伴う不用額でございます。同じく 15 節消防施設等撤去工事 110 万 4,000 円の補正減につきましては，第 2 分団機庫解体工事の入札差金及び不用額でございます。</p> <p>18 節自動車購入費 199 万 4,000 円の補正減につきましては，消防団車両 3 台購入に伴う入札差金でございます。以上でございます。</p>
白井企画財政部	47 ページをお開き願います。13 款諸支出金 1 項基金費では，1 目財政調整基金費で

長	25万5,000円の補正増, 2目減債基金費で90万4,000円の補正増, 4目公共施設整備基金費で6,515万4,000円の補正増, 48ページに移りまして, 8目体育施設整備基金費で1,000円の補正増, 9目体力づくり基金費で29万円の補正増, 13目幡谷浩史環境福祉整備基金費で296万9,000円の補正増20目合併振興基金費で2万7,000円の補正増でございます。 以上で, 歳出の説明を終わります。
廣戸総務部長	企画財政部長の方から歳出の説明を終わりますということですがけれども, 私のほうから追加をさせていただきます。予算書の50ページをお開きいただきたいと思います。 職員の給与費に関する補正についてでございます。私のほうから説明させていただきます。 2一般職, 1総括における比較欄をご覧いただきたいと思います。まず, 給料につきましては1,082万6,000円の減でございます。職員手当てにつきましては108万6,000円の増, 合計902万円の減額でございます。共済費につきましては378万1,000円の減, 全体としまして1,280万1,000円の減額となっております。その他の職員手当てにつきましては下の内訳欄の通りでございます。以上説明とさせていただきます。
大和田委員長	以上で説明が終わりました。質疑は休憩後に行いたいと思います。再開は11時20分にしたいと思います。よろしくお願いいたします。
午前11時06分 休憩 午前11時20分 再開	
大和田委員長	休憩前に引き続きまして, 会議を再開いたします。 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
村田委員	まず, 12ページをお開き下さい。17款1目不動産売払収入, これを説明をお願いします。
小川管財検査課課長	不動産のほうの売払収入でございますが3筆ございまして, 場所は1ヶ所目が県道石岡城里線とけやき通りの接続するところのJAひたち野池花支店があります場所につきまして, 従前から借地として借地料をいただいていたところですが, 今回払下げ申請ができて, 払い下げを行っております。続きまして, 現在工事が行われております小美玉スマートICとの建設地としまして, 竹原の旧美野里農協の下のところに国道6号線をはさみまして右側左側ございまして, こちらを茨城県の方と売買契約を結んで払下げを行っております。以上でございます。
村田委員	ありがとうございます。次, 13ページの21款 諸収入で, コンサート入場料を, ちょっとどこのコンサートかというのをお聞きしたいと思います。
滑川生活文化課課長補佐	こちらのコンサート入場料の収入ですけど, こちらにつきましては小川文化センター「アピオス」で実施しました水森かおりコンサート, それから四季文化館「みの〜れ」の方で実施しました劇団四季の公演の収入でございます。以上です。
村田委員	ありがとうございます。続いて, 18ページをお願いいたします。小川総合支所管理経費として先ほど説明していただいた地方債, 解体事業債を財源内訳補正ということで, 一財に移っているという詳細な説明をお願いいたします。
白井企画財政部長	私の方から説明させていただきます。建物を壊す場合に除却債ということで, 起債を借り入れることができます。これにつきましては合併特例債とは違いまして単なる借金なんです。交付税措置がない普通の借金でプラス利息を払うような形で, 合併特例債は

	7割ほど交付税で戻ってくる措置があるんですけども、この場合は単なる借金で交付税措置がない起債なものですから、単なる借金になってしまいますので、あとで利息分をプラスして払うよりは、財源があったものですから、一般財源に切替えて今回その起債を借りないで一般財源にしたというそういう形での財源内訳補正です。
村田委員	要するに利子関係を出さないために、一財で払うということになるんですか。
白井企画財政部長	その通りです。
村田委員	ありがとうございました。
大和田委員長	他にございますか。
関口委員	関連しますけれども、市債で2億9,100万円の補正を組んでいますよね、全部で、そういう地方債というものは事業が確定してから借りるの、それともこの2億9,100万円というのは繰入れ償還するの、それはどういうことなのか。それと今、言われたように地方債の方でもありますよね、減額されたの。そういうものが確定されてから借りるのか、それともいま一般会計から出すということなので、それらは繰上げ償還しているのか、その辺の説明をお願いします。
白井企画財政部長	起債につきましては事業費確定後に借りる形になっております。
関口委員	その間、やはり業者に支払いますよね、何億となりますけれども、それは別なお金で立替払いとかしておくわけなんですか。
白井企画財政部長	その間は一財の方で対応しています。
関口委員	一般財源でね。 それと、財政調整基金繰入金が4億3,000万円から減額されていますよね、その辺との兼ね合いはあるんですか。
白井企画財政部長	今回、財政調整基金繰入金4億3,401万6,000円戻しておりますけれども、これは1つ各事業に対して不用額が入札額の確定による減額とか、市全体の事業により不用額の減額があったということ。もう1つは、市税の方の収入ですが、そちらのほう歳入のほう伸びていますので、そちらの関係で繰入金を戻している形になります。
鈴木委員	17ページの市庁舎維持管理経費、ほかのところは例えば消防の方だと冷蔵庫が壊れてしまったとか、緊急性を要しているかなと思ったんですけども、収納課でプライバシーのローカウンター、パーテーションカーテンや案内インフォメーションは、新年度の予算でもできるのではないかなど。補正じゃなくて新年度の予算で、今やらないで、今か買うとなると議決して1週間程度しか時間がないと思うんですけども、案内インフォメーションとかを補正でやるというのは緊急性があったんでしょうか。
小川管財検査課長	仕切りつきローカウンターにつきましては、従前から要望があったものでございまして、またインフォメーションカウンターにつきましても今回の耐震補強工事に伴いまして、現在ある位置があまりにも奥まっておりますので、庁内に窓口業務に関する調整会議という会議が設置された中でその辺の検討もされたことに伴い、今回補正を上げさせていただいた次第です。
鈴木委員	住民から要望があつて、いまやっておけば新年度から新しいところできるということですかね。

小川管財検査課長	はい。よろしくお願いします。
鈴木委員	はい、理解できました。6ページの地方債の補正のほうで、先ほど村田委員もお伺いしたと思うんですけども、一財のほうがいいというのがあったんですけども、真ん中からちょっと下のところに公民館解体事業債というのも今度限度額がゼロになっているけれども、これも事業債の後から交付措置とかがないんで0にしたということですかね。6ページの公民館解体事業債のところなんですけれども。
白井企画財政部長	こちらの公民館解体事業債につきましては、与沢にあります生涯学習等供用施設のところでございまして、やはり同じように除却債ですので利子が付きますので切り替えということになります。
鈴木委員	同じように利子が付くということで理由がわかりました。また、同じようなところなんですけれども、本庁舎石綿対策事業債は利子が付くんでしょうか、付かないんでしょうか。
白井企画財政部長	本庁舎石綿対策事業債には利子がつきます。パーセントはわかりませんが、交付税措置がされる起債ですので、単なる借金というよりは後で交付税が措置されます。
鈴木委員	小川の庁舎のほうと本庁舎のほうで、ざっくりなんですけれども、小川のほうは4億位かかったんですかね、去年決算で。本庁舎は3億位だったと思うんですけども、本庁舎のほうがお金がかかりそうだったと思うんですけども、小川庁舎と本庁舎で1億ぐらい違ったと思うんですけども、同じような耐震工事で結構差が出たと思うんですけども、差というのはどこにあるんでしょうか。
廣戸総務部長	ちょっと今、鈴木委員のほうからのご質問ですけども、詳細なところ私は把握していませんけれども、耐震補強ですので、耐震補強をする壁、あるいはブレスを入れる箇所等が、小川庁舎と本庁ではたぶん違うと思いますので、そういうものの影響があったかとは思いますが。
鈴木委員	ありがとうございます。以上です。
長島副委員長	小川総合支所長にお聞きしたいのですが、前の庁舎解体ということで完了して、駐車場ということで白線も引いてあるようなんですが、その跡地は駐車場として何台入れるようなのか。それと現在どれくらい駐車スペースがあって、今度合わせてどれくらいの車両が入れるのか。あと職員の駐車場は警察の交番署のほうに置かれているのか、その辺をお聞きしたい。
亀山小川総合支所長	全体的な駐車場のスペースですが、解体した段階で36台分増設となりました。総合的には150台停められたところが、178台と実際には28台の増加となりました。これは何故違ったかということと駐車スペースが狭いスペースだったものですから、新しいスペースに実際には28台増加ということです。職員駐車場は今まで通り、交番のところの下の駐車場になるべく停めるようにという形で指導しております。新しいほうにつきましては来客用という形、あとは端のほうには公用車を止めさせて頂くという形で考えてございます。
長島副委員長	今お客様用の駐車場、これは保健センターのあたりもずっと自然に停められていた、庁舎の後ろかな、そういうものも含めての台数かな。
亀山小川総合支所長	そうでございます。

長島副委員長	はい、わかりました。以上です。
白井企画財政部長	先ほど鈴木委員から、石綿対策事業債の交付税措置の割合ですけれども、40パーセントです。
大和田委員長	ほかに質疑はございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	ないようですので、討論に入ります。討論はございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。 「議案第7号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。 お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」のあり。
大和田委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
各委員	「なし」と呼ぶ声あり。
大和田委員長	ないようですので、討論を終結いたします。 これより採決に入ります。「議案第12号 平成28年度小美玉市一般会計補正予算(第8号)」採決をいたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり。
大和田委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
7) 議案第18号 平成28年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第2号)	
大和田委員長	続いて、「議案第18号 平成28年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部より説明を求めます。
真家環境課長	続きまして、霊園事業特別会計についてご説明いたします。 歳入歳出総額それぞれ170万3,000円を減額し、歳入歳出総額3,827万2,000円といたします。3ページをお開き願います。 まず、最入でございますが1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節霊園使用料56万円の減でございます。新規募集区画1画分の減でしたが現在は完売しております。 次に、1款使用料及び手数料、2項手数料、1目衛生手数料、1節現年度分、霊園管理手数料10万1,000円の減でございます。 次に、2款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金、霊園整備基金繰入金104万2,000円の減でございます。入札減によるものでございます。

	<p>次に、歳出でございますが、1枚おめくりいただきまして4ページをお開き願います。1款霊園事業費、1項霊園施設管理費、1目霊園施設管理費、市営霊園管理事業でございます。</p> <p>まず13節委託料、霊園構内除草委託料10万8,000円の減15節工事請負費、霊園トイレ建築工事92万8,000円の減、25節積立金、霊園整備基金積立金80万4,000円の減、いずれも入札減によりものでございます。</p> <p>次に、27節公課費、消費税13万7,000円の増につきましては、前年度分平成26年度分修正申告による増でございます。以上でございます。</p>
大和田委員長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>次に、討論に入ります。討論はございますか。</p>
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	<p>ないようですので討論を終結いたします。</p> <p>これより採決に入ります。「議案第18号 平成28年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第2号)」を採決いたします。</p> <p>おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
大和田委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<p>8) 議案第31号 字の区域の設定について(茨城空港テクノパーク関係)</p>	
大和田委員長	<p>続いて、「議案第31号 字の区域の設定について(茨城空港テクノパーク関係)」を議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
廣戸総務部長	<p>議案第31号について、ご説明申します。</p> <p>「議案第31号 字の区域の設定について」</p> <p>字の区域を別紙の通り設定することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をもとめるものでございます。平成29年3月2日提出、提案者は小美玉市長でございます。</p> <p>提案理由、茨城空港テクノパーク造成事業の施行に伴い、新たな字名を設定し、事務処理の円滑化を図るため、この案を提出するものでございます。</p> <p>1枚おめくりください。</p> <p>新たに設定する字名は、「下吉影字テクノパーク」で、字石川ほか10の字名の581筆と区域内に介在する道路・水路である公有地を同一の字名とするものです。</p> <p>なお、今回の字名の設定に伴う登記事務につきましては、茨城県が実施することとしております。</p>
大和田委員長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p> <p>この件について、午後から現地を見学する予定です。</p> <p>はい、村田委員。</p>

村田委員	現地視察に行くときに、できれば地番とかもう少し見えるものを用意していただければと思います。よろしくお願いいたします。
大和田委員長	この件については現地を見ますので、了解してください。 ほかに質疑はございませんか。 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 次に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 「議案第 31 号 字の区域の設定について（茨城空港テクノパーク関係）」 採決いたします。 おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
9) 議案第 34 号 公の施設の広域利用に関する協議について	
大和田委員長	次に、「議案第 34 号 公の施設の広域利用に関する協議について」を議題といたします。執行部より説明を求めます。倉田政策調整課長。
倉田政策調整課長	議案第 34 号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説明いたします。 水戸市を中心とする県央地域 9 市町村間において協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しておりますが、このたび協定対象施設の変更に伴い、改めて協定を定めることについて協議いたしたく本案を提出するものでございます。 ページをかえしていただきまして、協定書の条文の改正はございません。 その次のページの別表をご覧いただきたいと思っております。 まず、施設の所在地の改正でございます。改正される施設は、水戸市の常澄健康管理トレーニングセンターと別表の最後にあります東海村の東海総合体育館、東海村テニスコート、東海村立図書館、東海文化センターでございます。 それぞれ改正された所在地が記載されております。 次に、削除する施設につきましては、既に削除されておりますので別表には記載されておきませんが、水戸市の青柳公園内の市民プールと合宿所を施設の廃止に伴い削除するものでございます。 また、笠間市の総合公園、柿橋グラウンド、柿橋テニスコートにつきましては、条例改正により圏域住民の料金格差がなくなるため削除するものでございます。 以上で議案第 34 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
大和田委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。荒川委員。
荒川委員	あまり難しい話ではないんだけど、この小美玉市に協定を結ぶところからどれくらいの人が利用してきているのか。それと今、城里は揉めているんだけど大丈夫かな。

倉田政策調整課長	利用につきましては、今細かな数字の手持ちがありませんけれども、大体横ばい状態、ちょっと減っているかなというところでございます。仮にですね、城里町において議決がもらえなかった場合には、9市町村から城里町を抜いて協定が交わされることになります。
大和田委員長	ほかに質疑はございませんか。
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします次に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	「なし」の声あり。
大和田委員長	ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 「議案第34号 公の施設の広域利用に関する協議について」を採決いたします。 おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」の声あり。
大和田委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上で、本委員会に付託された議案等の審査は全て終了しました。 なお、このあと「茨城空港テクノパーク」への現地視察を行いますので、委員の方は、時間を繰り上げて、午後1時に正面玄関前にお集まりください。大変ご苦労さまでした。
長島副委員長	それでは以上で総務常任委員会を閉会とします。ご苦労さまでした。
閉会 : 午前11時50分	